

Date

/

Date

/

Date

/



公開鍵暗号方式に関する次の記述のうち、空欄[ア]～[ク]には、「公開鍵」か「秘密鍵」のいずれかが入る。「秘密鍵」の入る組合せとして正しいものはどれか。

公開鍵暗号方式とは、情報の暗号化と復号化の際に、他人に知られてもいい[ア]と、本人のみ知っている[イ]という別々の鍵を使う方式のことである。

例えば、送信者Aが受信者Bにデータを送信する場合、まず、受信者Bは秘密鍵と公開鍵のペアを生成する。[ウ]は誰にも知られないように厳重に保管し、生成した[エ]はネットワーク上で公開する。データを送信したい送信者Aは、[オ]で平文を暗号化して、受信者Bに送信する。暗号文を受信した受信者Bは、[カ]を使用して、暗号文を復号化することができる。

電子署名においても公開鍵暗号方式が利用されている。すなわち、送信者が[キ]で暗号化し、受信者が[ク]で復号化することにより本人確認をなすことができる。

- 1 ア・ウ・カ・キ
- 2 ア・エ・オ・ク
- 3 イ・ウ・オ・ク
- 4 イ・ウ・カ・キ
- 5 イ・ウ・カ・ク

正解

4

〔情報通信・個人情報保護〕公開鍵暗号方式

解 説

公開鍵暗号方式とは、情報の暗号化と復号化の際に、他人に知られてもいいア:公開鍵と、本人のみ知っているイ:秘密鍵という別々の鍵を使う方式のことである。

例えば、送信者Aが受信者Bにデータを送信する場合、まず、受信者Bは秘密鍵と公開鍵のペアを生成する。ウ:秘密鍵は誰にも知られないように厳重に保管し、生成したエ:公開鍵はネットワーク上で公開する。データを送信したい送信者Aは、オ:公開鍵で平文を暗号化して、受信者Bに送信する。暗号文を受信した受信者Bは、カ:秘密鍵を使用して、暗号文を復号化することができる。

電子署名においても公開鍵暗号方式が利用されている。すなわち、送信者がキ:秘密鍵で暗号化し、受信者がク:公開鍵で復号化することにより本人確認をなすことができる。

したがって、「秘密鍵」が入るのは、イ、ウ、カ、キの各空欄である。

以上により、「秘密鍵」の入る組合せとして正しいものは肢4であり、正解は4となる。

Date
/Date
/Date
/

個人情報保護法*に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 2 個人情報保護法における「個人情報」には、法人そのものに関する情報も含まれる。
- 3 個人情報保護法は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、これについて、個人情報取扱事業者は、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない旨を定めている。
- 4 個人情報保護法における「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限られる。
- 5 個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」には、国の機関は含まれないが、地方公共団体や独立行政法人は含まれる。

(注) * 個人情報の保護に関する法律

正解
3

【情報通信・個人情報保護】個人情報保護法

1 誤り

本肢にある目的は、行政機関個人情報保護法のものである。なお、個人情報保護法は、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的とする（個人情報保護法1条）。

2 誤り

個人情報保護法における「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報」であって、同法2条1項1号又は2号のいずれかに該当するものをいう（同法2条1項柱書）。したがって、個人情報保護法における「個人情報」には、法人そのものに関する情報は含まれない。

3 正しい

個人情報保護法における「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう（同法2条3項）。そして、個人情報取扱事業者は、同法所定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない（同法17条2項）。これは、2015年の個人情報保護法の改正により規定されたものである。

4 誤り

個人情報保護法における「個人情報データベース等」とは、**個人情報を含む情報の集合物**であって、①特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、②特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと
して政令で定めるものも含まれる（同法2条4項）。

5 誤り

個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」とは、**個人情報データベース等を事業の用に供している者**をいうが、**国の機関、地方公共団体、独立行政法人等は除かれている**（同法2条5項1号～3号）。

以上により、正しいものは**肢3**であり、正解は**3**となる。